

○ 警視庁被留置者不服申立規程

平成 19 年 5 月 30 日

訓 令 甲 第 1 6 号

存 続 期 間

〔沿革〕 平成 21 年 3 月 訓令甲第 3 号 (い)

28 年 2 月 同第 1 号 (ろ) 改正

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 審査の申請及び再審査の申請 (第 3 条—第 10 条)

第 3 章 事実の申告 (第 11 条—第 16 条)

第 4 章 苦情の申出

第 1 節 警視総監に対する苦情の申出 (第 17 条—第 20 条)

第 2 節 監査官に対する苦情の申出 (第 21 条—第 24 条)

第 3 節 留置業務管理者に対する苦情の申出 (第 25 条・第 26 条)

第 5 章 補則 (第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この規程は、警視庁本部 (各分室を含む。以下同じ。) 及び警察署に設置する留置施設における被留置者の不服申立てについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条

被留置者の不服申立てについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。)、警視庁被留置者の不服申立てに関する規程 (平成 19 年 5 月 30 日東京都公安委員会規程第 9 号) その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 審査の申請及び再審査の申請

(申請書の交付)

第 3 条

留置業務管理者 (警視庁本部の留置施設にあつては留置管理第一課長、警察署の留置

施設にあっては警察署長をいう。以下同じ。)は、被留置者が、法第 229 条第 1 項の規定による警視総監に対する審査の申請 (以下「審査の申請」という。) をすることを申し出た場合は、当該被留置者に対し、速やかに審査の申請を行う書面 (以下「申請書」という。) を交付するものとする。(い)

(申請書の作成)

第 4 条

留置業務管理者は、申請書を自書することができない被留置者から代書の申出があった場合は、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。この場合において、申請書を代書した留置担当官は、代書によって知り得た審査の申請の内容を、他に漏らしてはならない。

- 2 留置業務管理者は、被留置者が 2 人以上共同して、又は他の被留置者が代書して申請書を提出することを申し出た場合は、これを認めないものとする。
- 3 留置業務管理者は、審査の申請をすることを申し出た被留置者が、申請書の送付を申し出た場合は、留置担当官を立ち会わせて上、当該被留置者に封筒に申請書を入れさせ、及び封かんさせた後、留置担当官に提出させるものとする。
- 4 留置業務管理者は、審査の申請をすることを申し出た被留置者が、作成中の申請書の保管を申し出た場合は、留置担当官を立ち会わせて上、当該被留置者に封筒に申請書を入れさせ、及び封かんさせた後、保管するものとする。

(申請期間)

第 5 条

法第 229 条第 3 項において準用する行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 18 条第 3 項の規定により審査の申請期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に、留置施設において申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。(ろ)

(補正)

第 6 条

法第 229 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 23 条の規定による補正は、申請書を提出した者 (以下「申請人」という。) に書面を送付して行うものとする。(ろ)

(執行停止)

第 7 条

法第 229 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 25 条第 2 項の規定による執行停止は、申請人に書面を送付して行うものとする。(ろ)

(裁決書の謄本の送付)

第 8 条

留置業務管理者は、法第 229 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 51 条第 2 項の規定により、裁決書の謄本が申請人に送付された場合は、速やかに申請人に交付するものとする。(い、ろ)

- 2 前項の場合において、申請人が釈放若しくは移送となり、又は死亡した場合は、速やかに留置管理第一課長に報告するものとする。

(審査の申請の取下げ)

第 9 条

留置業務管理者は、申請人が審査の申請の取下げを申し出た場合は、当該申請人に対し、審査の申請を取り下げる書面（以下「申請取下書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の申請取下書を受理した場合は、審査の申請を終結させるものとする。
- 3 第 4 条第 1 項の規定は、申請取下書の作成について準用する。この場合において、同項中「申請書」とあるのは「申請取下書」と読み替えるものとする。

(再審査の申請)

第 10 条

第 3 条から前条までの規定は、法第 230 条第 1 項の規定による東京都公安委員会に対する再審査の申請（以下「再審査の申請」という。）について準用する。この場合において、第 3 条中「審査の申請を行う書面（以下「申請書」という。）」とあるのは「再審査の申請を行う書面（以下「再申請書」という。）」と、第 4 条中「申請書」とあるのは「再申請書」と、第 5 条から第 8 条までの規定中「法第 229 条第 3 項」とあるのは「法第 230 条第 3 項」と、第 9 条第 1 項中「審査の申請の取下げを行う書面（以下「申請取下書」という。）」とあるのは「再審査の申請の取下げを行う書面（以下「再申請取下書」という。）」と、同条第 2 項中「申請取下書」とあるのは「再申請取下書」と読み替えるものとする。

第 3 章 事実の申告

(申告書の交付及び作成)

第 11 条

留置業務管理者は、被留置者が、法第 231 条第 1 項の規定による警視総監に対する事実の申告（以下この章において「申告」という。）をすることを申し出た場合は、当該被留置者に対し、速やかに申告を行う書面（以下「申告書」という。）を交付するものとする。

- 2 第 4 条の規定は、申告書の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

(申告期間)

第 12 条

法第 231 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 18 条第 3 項の規定により申告の期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に、留置施設において申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。(ろ)

(補正)

第 13 条

法第 231 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 23 条の規定による補正は、申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に書面を送付して行うものとする。(ろ)

(確認の結果の通知)

第 14 条

留置管理第一課長は、法第 231 条第 3 項において準用する法第 164 条第 1 項に規定する事実の有無について確認した場合は、その結果を申告に係る留置業務管理者に通知するものとする。(い)

- 2 留置業務管理者は、通知書が申告人に送付された場合は、速やかに申告人に交付するものとする。
- 3 留置業務管理者は、申告人が釈放若しくは移送となり、又は死亡した場合は、速やかに留置管理第一課長に報告するものとする。

(申告の取下げ)

第 15 条

留置業務管理者は、申告人が申告を取り下げを申し出た場合は、当該申告人に対し、申告の取下げを行う書面（以下「申告取下書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の申告取下書を受理した場合は、申告を終結させるものとする。
- 3 第 4 条第 1 項の規定は、申告取下書の作成について準用する。この場合において、同項中「申請書」とあるのは「申告取下書」と読み替えるものとする。

(東京都公安委員会に対する申告)

第 16 条

第 11 条から前条までの規定は、法第 232 条第 1 項の規定による東京都公安委員会に対する申告（以下「再申告」という。）について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「申告を行う書面（以下「申告書」という。）」とあるのは「再申告を行う書面（以下「再申告書」という。）」と、同条第 2 項中「申告書」とあるのは「再申告書」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条第 1 項中「法第 231 条第 3 項」とあるのは「法第 232 条第 3 項」と、第 15 条第 1 項中「申告の取下げを行う書面（以下「申告取下書」という。）」とあるのは「再申告の取下げを行う書面（以下「再申告取下書」という。）」と、同条第 2 項中「申告取下書」とあるのは「再申告取下書」と読み替えるものとする。

第 4 章 苦情の申出

第 1 節 警視総監に対する苦情の申出

(申出書の交付及び作成)

第 17 条

留置業務管理者は、被留置者が、法第 233 条第 1 項の規定による警視総監に対する苦情の申出をすることを申し出た場合は、当該被留置者に対し、速やかに苦情の申出を行う書面（以下「申出書」という。）を交付するものとする。

- 2 第 4 条の規定は、申出書の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。

(処理の終結)

第 18 条

警視総監に対する苦情の申出が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該苦情の申出について、処理を終結させるものとする。

- (1) 2 人以上の被留置者が共同して作成した申出書であることが判明したとき。
- (2) 所定の手続によることなく代書した申出書であることが判明したとき。
- (3) 苦情の申出をした被留置者（以下「申出人」という。）が苦情の申出を取り下げたとき。
- (4) 申出人が釈放され、又は死亡したとき。
- (5) 既に警視総監又は監査官に対する苦情の申出に対する処理がなされた事項についての苦情であるとき。
- (6) 留置施設から釈放されたことのある申出人から、その釈放前における留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇についての苦情であるとき。
- (7) 申出人に対する留置業務管理者の措置その他申出人が受けた処遇以外についての苦情であるとき。
- (8) 自己の感想、希望又は意見を述べたものであり、苦情に当たらないとき。
- (9) 申し出た趣旨が不明であるとき。

(処理の結果の通知)

第 19 条

法第 233 条第 2 項において準用する法第 166 条第 3 項に規定する通知（以下「通知」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 申出された苦情に係る事実関係の有無
 - (2) 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる措置その他処遇の問題点の有無
 - (3) 問題点のある措置その他処遇については、講じた措置
 - (4) 前条の規定により処理を終結した場合は、その旨
 - (5) その他参考事項
- 2 通知は、申出人を留置する留置業務管理者又はその指名する留置担当官が、申出人に口頭で告知することによって行うものとする。ただし、釈放その他の事由により申出人に処理の結果を通知できない場合は、その旨を記録しておくこと。

(苦情の申出の取下げ)

第 20 条

留置業務管理者は、申出人が、苦情の申出を取り下げを申し出た場合は、申出人に対し、苦情の申出の取下げを行う書面（以下「申出取下書」という。）を交付するものとする。

- 2 第 4 条第 1 項の規定は、申出取下書の作成について準用する。この場合において、同項中「申請書」とあるのは「申出取下書」と読み替えるものとする。

第 2 節 監査官に対する苦情の申出

(事前告知)

第 21 条

留置業務管理者は、法第 18 条の規定により実地監査が行われるに当たっては、事前に被留置者に対し、法第 234 条第 1 項の規定による監査官に対する苦情の申出を行うことができる旨を告知するものとする。

(口頭による苦情の申出)

第 22 条

監査官は、被留置者が口頭で、法第 234 条第 1 項に規定する監査官に対する苦情の申出をすることを申し出た場合において、その被留置者から苦情の申出の内容を聴取するときは、合理的かつ必要な範囲で被留置者 1 人当たりの聴取時間等を定めることができるものとする。

- 2 前項の苦情の申出を聴取するに当たり、苦情の申出をすることができない又は困難な被留置者が、警察職員による通訳を申し出た場合は、これを許すものとする。
- 3 前項の規定により通訳を行った警察職員は、苦情の申出の内容を当該留置施設の留置業務に従事する職員に漏らしてはならない。

(処理の終結)

第 23 条

監査官は、実地監査を命じられた留置施設以外の留置施設における留置業務管理者の措置その他処遇についての苦情の申出を受けた場合又は第 18 条各号のいずれかに該当する苦情の申出である場合は、処理を終結させるものとする。

(準用)

第 24 条

第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、監査官に対する苦情の申出について準用する。

第 3 節 留置業務管理者に対する苦情の申出

(処理の終結)

第 25 条 留置業務管理者は、当該留置施設以外の留置施設における留置業務管理者の措置その他処遇についての苦情の申出を受けた場合又は第 18 条各号のいずれかに該当する苦情の申出である場合は、処理を終結させるものとする。

(準用)

第 26 条

第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定は、留置業務管理者に対する苦情の申出について準用する。

第 5 章 補則

(細部事項)

第 27 条 この規程を実施するため必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月訓令甲第 1 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。